

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年6月4日(木) 午前9時55分～午前10時26分  
会場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、  
11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子  
オブザーバー

議長(10番) 杉浦 辰夫、 副議長(9番) 柳沢 英希、  
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 神谷 利盛、 8番 黒川 美克  
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり

### 4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 令和2年6月定例会について
  - (1) 議案の説明について

(2) 議案の取り扱いについて

(3) 一般質問の受付について

(4) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

2 令和2年度常任委員会行政視察について

3 その他

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

### 議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

それでは案件の順序に従い逐次進めてまいりますので御協力をお願いいた

します。

## 《議 題》

### 1 令和2年6月定例会について

#### (1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。着座のままで結構です。

説（総務部）お許しをいただきましたので、着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、令和2年6月定例会に付議させていただきます案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、諮問が1件、同意が3号から15号までの13件、一般議案が32号から45号までの14件、補正予算が46号から裏面をお願いいたしまして、49号までの4件、報告が3号から6号までの4件、計36件をお願いするものでございます。

次に、提出予定議案の概要A4版3ページの資料を御用意いたしましたので、お願いを申し上げます。

諮問、同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号は、現人権擁護委員、榊原純一氏の任期満了に伴い、新たに神谷弘一氏を推薦いたすものであります。

同意第3号は、農業委員会委員に占める、認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、御同意をお願いするものであります。

同意第4号から同意第15号までは、現農業委員会委員の任期満了に伴い、10名の再任及び2名の新任について、御同意をお願いするものであります。

議案第32号は、条例中に引用する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第 33 号は、地方税法の一部改正に伴い、所得控除にひとり親控除を追加し、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特例を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

2 ページをお願いいたしまして、議案第 34 号は、地方税法の一部改正に伴い、条文の整理を行うものであります。

議案第 35 号は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金の支給を行うものであります。

議案第 36 号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得の基準を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免を行うものであります。

議案第 37 号は、愛知県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付順を市において行うものであります。

議案第 38 号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定する等のものであります。

議案第 39 号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る介護保険料の軽減措置を強化するため、第 1 号被保険者保険料について、保険料率を改定するものであります。

議案第 40 号は、体育センターを廃止するものであります。

議案第 41 号は、地域交流施設の構成施設に、サブアリーナを加えるものであります。

議案第 42 号は、高浜小学校体育館、メインアリーナの供用開始に伴い、目的外使用料及び備品使用料を定めるものであります。

議案第 43 号は、新たに高浜児童センターを設置するものであります。

議案第 44 号は、体育センターの廃止時期の変更に伴い、指定管理者の指定期間を延長するものであります。

議案第 45 号は、高浜小学校等整備事業の 2 期工事の工期の変更により、建

設費の借入期間が短縮されたことに伴い、割賦手数料が減額となるため、事業契約を変更するものであります。

続きまして議案第 46 号、令和 2 年度一般会計補正予算第 4 回につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の 5 ページをお願いいたします。

補正予算書の 5 ページでございます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ 2 億 1,173 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を 225 億 6,804 万 8,000 円といたすものであります。

8 ページをお願いいたします。

債務負担行為補正のスポーツ施設指定管理料は、新たに、期間及び限度額を定めるもので、教育用タブレット端末等借上料が、G I G A スクール構想の加速による I C T を活用した学習環境の整備を早期に行うため、4 月臨時会で設定いたしました限度額を増額いたすものであります。

28 ページをお願いいたします。

28 ページをお願いいたしまして、歳入について申し上げます。

13 款 1 項 6 目教育使用料は、高浜小学校等整備事業において、令和 3 年 1 月から供用開始するメインアリーナ、サブアリーナ等の使用料収入を増額いたすものであります。

14 款国庫支出金、15 款県支出金、30 ページをお願いいたしまして、20 款諸収入につきましても、歳出と連動いたしておりますので、説明は割愛をさせていただきます。歳出の特定財源の内訳欄を御参照いただければと存じます。

18 款 1 項 1 目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

32 ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、現下の社会経済情勢に鑑み、政務活動費を減額いたすものであります。

2 款 1 項 2 目文書管理費は、土地及び償却資産の評価に係る審査決定取り消し請求訴訟の控訴がなされたことに伴い、対応業務を弁護士に委託するもので

あります。

3目市民活動支援費は、まちづくり協議会の活動に必要な備品購入費等を計上いたすものであります。

12目企画費の5 アシタのたかはま研究事業は、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身につけられるよう、日本語教育を推進するための委託料を計上いたすもので、12市制施行50周年記念事業は、記念展示物を製作するための委託料を計上いたすものであります。

3款1項16目介護保険事業費は、介護保険料第1段階から第3段階の方の保険料の軽減について、軽減相当額を介護保険特別会計保険事業勘定に繰り出すものであります。

7款1項2目商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症対策として、地域経済の活性化を促すため、プレミアム商品券発行支援事業を実施いたすものであります。

34ページをお願いいたします。

10款2項1目、3項1目学校管理費の小学校及び中学校給食運営事業は、小中学校における令和2年3月2日からの臨時休業期間において、事業者から購入した食材費や処分費、事業者から既に発注された食材のキャンセル料等を補償金として計上するほか、3小中学校ICT教育推進事業は、国のGIGAスクール構想の加速によるICTを活用した学習環境の整備を早期に行うため、教育用タブレット端末等借上料を増額いたすものであります。

10款4項1目幼児教育費は、高浜南部幼稚園において、道徳教育の抜本的な改善、充実に係る支援事業を実施するための、講師謝礼等を計上するものであります。

10款5項2目生涯学習機会提供費は、地域交流施設たかぴあのサブアリーナ等の供用が令和3年1月から始まることに伴い、地域交流施設の運營業務委託料を増額するものであります。

36ページをお願いいたします。

10款6項2目生涯スポーツ費は、体育センターの平常時期の変更に伴い、指定管理料を減額いたすものであります。

48 ページをお願いいたします。

議案第 47 号、令和 2 年度国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 回につきまして、2 款 6 項 1 目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者の方に対する、傷病手当金交付金を計上するものであります。

58 ページをお願いいたします。

58 ページでございますが、議案第 48 号、令和 2 年度介護保険特別会計補正予算第 1 回につきまして、7 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、第 1 段階から第 3 段階の方の介護保険料の軽減について、軽減相当額を一般会計から繰り入れるものであります。

続きまして別冊の水道事業会計補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

別冊の水道事業会計補正予算書の 7 ページでございます。

議案第 49 号、令和 2 年度水道事業会計補正予算第 1 回につきまして、1 款 1 項 1 目給水収益は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、市民及び事業者の経済的負担を軽減するため、水道基本料金を 4 カ月間免除することにより、8,261 万 5,000 円を減額するものであります。

続きまして報告案件について申し上げます。

報告第 3 号、権利放棄の報告についてでございます。

別冊の報告第 3 号権利放棄の報告についてでございますが、表紙を 1 枚はねていただきまして、債権管理条例の規定によりまして、住宅使用料及び水道使用料について、権利の放棄をいたしましたので、その御報告をさせていただくものであります。

続きまして報告第 4 号、一般会計の繰越明許費繰越計算書でございます。

表紙を 1 枚はねていただきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました G I G A スクール構想推進事業をはじめ、六つの事業について、その御報告をさせていただくものであります。

最後に、報告第 5 号及び報告第 6 号は、令和元年度の高浜市土地開発公社及び、高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものであります。

以上が 6 月定例会に付議させていただきます案件でございます。

なお、先方との兼ね合いもございますが、ものづくり工房あかおにどんの調停が成立する見込みの場合は後日、関連する追加議案を提出させていただく場合がございますので、この場合も御配慮を賜りますようお願いを申し上げます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくようお願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明がありましたとおり、諮問 1 件、同意 13 件、一般議案 14 件、補正予算 4 件、報告 4 件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長挨拶。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席をお願いします。御苦労さまでした。

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局 副主幹） それでは、議案の取り扱いについて説明させていただきます。

6 月定例会の会期につきましては、6 月 11 日から 6 月 30 日までの 20 日間  
でお願いいたします。

議案の取り扱いにつきましては、6 月 11 日の本会議初日において、諮問第 1 号及び同意第 3 号から同意第 15 号までを即決でお願いし、議案第 32 号から議案第 49 号までの上程、説明を受け、報告第 3 号から報告第 6 号までの報告を



受けます。

6月16日第2日目と17日第3日目の2日間は、一般質問。一般質問終了後に関連質問を願い、6月19日の第4日目は、議案第32号から議案第49号までの総括質疑、議案の委員会付託をお願いいたします。

6月23日の総務建設委員会においては、議案第32号から議案第38号まで、議案第46号、議案第47号及び議案第49号の10議案、6月24日の福祉文教委員会においては、議案第39号から議案第46号まで及び議案第48号の9議案の審査をお願いいたします。

補正予算につきましては、付託委員会区分を明示したものを配付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

最終日の6月30日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。

説明は以上でございます。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明いたしました案の通り、決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおり決定をさせていただきます。

### (3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は議会運営に関する申し合わせにより、6月5日、金曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は受付順とします。

ただし、6月5日の午前8時30分以前に、2人以上ある場合は抽せんにより、質問の順序を決めさせていただきますので、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 昨日の締切日までに提出された請願、陳情はありませんでした。

2 令和2年度常任委員会行政視察について

委員長 この件につきましては、5月26日に各常任委員会の委員協議会を開催し、各委員の意見を伺いました。

各委員協議会での意見を事務局に報告をさせます。

説（事務局長） 去る5月26日開催の各常任委員協議会において、令和2年度の常任委員会の行政視察について協議されましたので、その報告を申し上げます。

総務建設委員協議会において、全委員に意見を伺ったところ、令和2年度の行政視察を中止し、視察旅費についても6月補正で減額することで意見が一致しました。

また、福祉文教委員協議会において全委員に意見を伺ったところ、令和2年度の行政視察を中止し、視察旅費についても6月補正で減額することで意見が一致しました。

なお、行政視察中止の理由は両委員協議会とも新型コロナウイルスの影響によるものであります。

報告は以上です。

委員長 ただいま事務局より報告があったとおり、今年度の常任委員会の行政視察については、両委員会とも行政視察は中止とし、視察旅費についても、6月補正で減額することで意見が一致したと思われま。

お諮りいたします。

令和2年度の常任委員会の行政視察については、中止するという御異

議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、令和2年度の常任委員会の行政視察については中止と決定いたしました。

また、行政視察の中止に伴い、例年6月定例会最終日に提出をする、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件については、提出をしないということとします。

これにつきまして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、視察旅費につきましては6月定例会の追加補正で減額することとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

### 3 その他

委員長 私のほうからは三点お願いいたします。

初めに、会期中の議会運営委員会の予定についてお願いをいたします。

6月定例会第4日に、追加議案が上程される予定であるため、6月11日の木曜日、本会議初日の終了後、追加議案の取り扱いを協議するため議会運営委員会を開催いたしますので、御予定をお願いいたします。

次に6月19日の金曜日、本会議第4日の終了後、自由討議を実施する案件

を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定をお願いいたします。

なお、各派会議において、自由討議を実施する案件がなかった場合は、議会運営委員会を開催しない可能性もありますので、御了承ください。

最後に、令和2年9月定例会の日程を協議するため、議会運営委員会を6月24日の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思っておりますので、御予定をお願いいたします。

次に、二点目になりますけれども、6月定例会の傍聴についてであります。緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染を感染拡大防止のため、3月定例会に引き続き、傍聴の自粛をお願いしたいと考えております。

併せて、議場に入場する際はマスクの着用と手指消毒の徹底をお願いし、5月13日の各派会議でも話がありましたけれども、議員及び当局職員の議場での飲料の飲用を許可することとしていきたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

最後三点目になりますけれども、3月17日開催の議会運営委員会において、令和2年度の本会議において、50周年記念Tシャツの着用を許可したところですが、改めて当局より、6月定例会の初日、6月11日、並びに、最終日6月30日の両日に、出席する執行部側の職員全員が、記念Tシャツを着用し、本会議の映像配信を通して、職員が一丸となって、記念すべき50周年に臨む姿勢をPRするため、記念Tシャツの着用を許可していただくよう、お願いがありました。

お諮りいたします。

6月定例会の初日に最終日において、出席する当局職員が記念Tシャツを着用することについて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、6月定例会の初日及び最終日において、出席する職員が記念Tシャツを着用することを許可いたしますので、よろしくお願ひいたします。

またあわせて職員の着用の了承が得られたら、議員各位におかれましても、趣旨を御理解の上、記念Tシャツ着用に参加していただくようという、お願ひもございました。

お諮りをいたします。

当局の要請に賛同し、職員とあわせて6月定例会の初日及び最終日に、議員が記念Tシャツを着用することについて、各会派の御意見を伺いたいと思ひます。

まず初めに市政クラブさん、荒川義孝委員。

意（1） コロナ禍におきましてですね、事業の中止等が余儀なくされる中でですね、50周年という事実は紛れもない事実でございます。

積極的にですね、議会としても協力していくべきだと考えます。

以上です。

委員長 次に、公明党さん、14番、小嶋委員。

意（14） 公明党のほうも、積極的に着用をしていきたいと思ひます。

委員長 次に新政会さん、7番、長谷川広昌委員。

意（1） 合わせて着用をしていきたいと思ひます。

委員長 次に、共産党さん、15番、内藤とし子委員。

意（15） 私どもは、そういう強制みたいな形では参加したくないと思ひます。

委員長 それでは参考までに、青政会さん、6番、柴田耕一議員。

意（6） 議員のほうも、職員に合わせて、着ていきたいというふうにご考へております。

委員長 次に、高志クラブさん、5番、岡田公作議員。

意（5） 協力したいと思ひます。

委員長 次に、高浜市民の会さん、16番、倉田利奈議員。

意(16) コロナウイルスが、まだ完全に終息していない今ですね、やはり現状として生活が苦しいとか、収入が減ってしまった、または雇用が切られてしまったということで、本当に生活自体が大変な方っていう声が届いております。

そういう中で、なかなかちょっと50周年っていう、ある意味ちょっと華やかな記念行事ということで、市民感情として、盛り上げるのはいいんですけど、全員でやるのは、ちょっと市民の感情としてはちょっと、すごく盛り上げたいっていう声がなかなか今上がらないという状況だと思うんですね。

そういう中なので、各議員の判断にさせていただけたらと思いますし、Tシャツっていうことでなかなか神聖なる議会の議場という場では、私は余りふさわしくないかなっていうところがございますので、自由に、各議員の判断にさせていただけたらと思います。

委員長 ただいま各会派の御意見をお伺いしましたけれども、意見がまとまりませんでした。

議員側の記念Tシャツの着用につきましては、当局の要請に賛同する議員のみということで、していきたいと思っておりますけれども、それに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ただし、当局のほうと同じように初日と最終日ということでお願いをいたします。

それから、一応当局側のほうに伺いをしたところ、Tシャツのみの着用という形で着るそうですので、一応そういう形で、お願いいたします。

ただ季節的に、例えば、エアコンが効きすぎて寒いとか、いろんなことがあるかもしれませんので、上着の着用というのは、許可をしたいと思っておりますので、そのところは御自身で上手に調節をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは私のほうからは以上でございます。

ほかに皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

説（事務局長）一点お願いいたします。

去る5月13日開催の議会運営委員会での、令和2年度の議会運営改革事項のうち、一般質問通告の受付についてでございますが、このときの議事録を見ますと、倉田議員の発言で、他市の状況を見ますと高浜市のみが1日しか通告書は受けられないということになりますとの発言がございまして、それに対しまして、私が、高浜市だけと言われましたけれども、他の市にも1日だけというところがあるはずですと答えをいたしました。

これに対して倉田議員より、高浜市だけと指摘したのは、以前配布された西三河九市の資料に基づき指摘したもので、他市とは西三河九市のことを示しているので、西三河九市の中では、通告書の受付を1日とするのは高浜市だけとなることは間違いのないということを、この議会運営委員会で私から発言するよう要望がありましたので報告させていただきます。

ちなみに、他に受付日を1日とする市があるとお答えした理由ですが、私は実は知立市が受付を1日と解釈しておりました。

一般質問通告受付の締切に関する九市の調査では、知立市の期日は告示日の翌日の正午までとなっており、受付開始は記載がありませんでした。

高浜市では一般質問の受付は、告示日の翌日午前8時30分から開始されますが、知立市では議会運営委員会の翌日からとされております。

知立市も高浜市と同様に、議会運営委員会は告示日に開催されるものと、私、誤解しておったことから、受付期間が1日であると解釈しましたが、知立市の議会運営委員会の開催は告示日の前に開催されているということでしたから、受付期間は1日ではないということがわかりましたので、御報告させていただくものでございます。よろしく申し上げます。

委員長 ほかになければ、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時26分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長